

# ストップ！滞納 ～11月から1月までは、滞納整理強化期間です～

★収納課 ☎ 1120

市民のみなさんから納めていただいた市税は、まちづくりや市民サービスの提供に活かされています。

ほとんどのみなさんは、この大切な市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税）を納期限内に納めていただいています。一部には納税が遅れている人もいます。

当市を含む県内の全市町村と埼玉県は「滞納整理強化期間」を設け、期間中は「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を重点的に進めます。市税が未納になっている人は、お早めに納付をお願いします。

## 滞納処分についてお答えします

**Q** 税金を納めない場合の滞納処分とは、どのようなことですか。

**A** 税金は、各納期限内に納めていただくものですが、遅れると、督促状や催告書が送られます。それでも納付がない場合は、他の納税者との公平性を保つため、財産の差押えを実施します。そして、差押えた財産を公売等によりお金に換えて、滞納の税金にあてます。この一連の事務手続きを「滞納処分」といいます。

債権差押の例示（銀行、生命保険、勤務先）



## 差押えなどは相談せずに実施します

納税の意思のない人に対しては、給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差押えを実施します。この財産の差押えは、国税徴収法により事前に相談することなく行います。

また、財産調査を実施しても財産を発見することができない場合は、滞納者の了解を得ることなく自宅などを検索する場合があります。

★収納課 ☎ 1120

## 市税の納付は口座振替をご利用ください

口座振替の手続きをすることで、金融機関が納税者に代わり自動的に指定の預金口座から市税を納付します。

**手続方法** 市内の各金融機関にある口座振替申込書に必要事項を記入し、直接金融機関の窓口へ提出してください。

## 用意 通帳、届出印

※お申し込み日の翌月分以降のものから振り替えを開始します。

※専用はがきによる口座振替の郵送手続きも行っています。専用はがきをご希望の人は、収納課へご連絡ください。専用はがきによる手続きの場合は、お申し込みの翌々月分の納期から口座振替が開始されますのでご注意ください。

★収納課 ☎ 1181

**Q** どのような財産を差押えるのですか。

**A** 給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバック等）などの財産を差押えます。

不動産の差押から公売



動産のイメージ図



勤務先調査



**Q** どのようにして、財産を調査するのですか。

**A** 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などを行います。

**Q** 財産が発見できない場合はどうするのですか。

**A** 各調査で財産が発見できない場合には、警察官等の立会いのもと、複数の市役所職員が自宅や店舗などを訪れて捜索を実施し、直接財産を差押える場合があります。

事務所・居宅の捜索



## 国民健康保険税は 社会保険料控除の対象になります

年末調整や確定申告などの社会保険料控除として、納付済みの国民健康保険税額が申告できます。

領収書の紛失などで納付額が分からない人には、納付額の記載された「国民健康保険税納付額確認書」を交付しています。確認書が必要な人は、収納課（市役所1階）までお越しください。

**持参するもの** 運転免許証や健康保険証など本人確認できるもの（窓口に来た人と、国民健康保険税の納税義務者が同一世帯でない場合は、委任状も必要です。）

※窓口へ来られない場合は、世帯主の住民登録地に郵送することもできますので、収納課へご連絡ください。※納付額は、電話での問い合わせではお答えできませんので、ご了承ください。

★収納課 ☎ 1181

# 税を考える週間

11月11日(月)～11月17日(日)

## テーマ「税の役割と税務署の仕事」

社会を支える税について、この機会に考えてみてはいかがでしょうか。

★本庄税務署総務課 ☎2111 (自動音声案内2)

### 青色申告決算説明会・年末調整説明会のお知らせ

本庄税務署では、平成25年分所得税の青色申告決算説明会及び年末調整説明会を開催します。

会場は駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

#### ●青色申告決算説明会

★本庄税務署個人課税部門 ☎2114 (ダイヤルイン)

対象	日程	時間	会場
営業所得・不動産所得を有する青色申告者	11月27日(水)	午前10時～正午	中央公民館 実習教室A
農業所得を有する青色申告者	11月28日(木)	午後2時～4時	

#### ●年末調整説明会

★本庄税務署法人課税部門 ☎2112 (ダイヤルイン)

日程	時間	会場
11月21日(休)	午前10時～正午、午後2時～4時	中央公民館 実習教室A・B
11月22日(金)		

## STOP! 児童虐待

～11月は児童虐待防止月間です～

### 児童虐待とは

親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体を傷つける行為であれば、それは虐待です。

親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。具体的には、次の4つのタイプがあります。

○**身体的虐待** 殴る、蹴る、体を激しく揺さぶるなど

○**性的虐待** 性的行為を強要する、ポルノの被写体にするなど

○**心理的虐待** 子どもの心を傷つけるようなひどいことを言う、無視

兄弟間の差別、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス(配偶者からの暴力)を行うなど

○**ネグレクト**(保護の怠慢・拒否) 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病气やケガをしても病院に連れていかない、乳幼児だけ残して外出するなど

### みんなで防ぐ児童虐待

虐待は家庭の中で起こることが多いため発見されにくく、加害者が親であるため、子どもは逃げたり救いを求めたりすることが困難です。「もしかして、虐待?」と思ったら、左記の相談連絡先へご連絡ください。※通報者の氏名など、個人の秘密は守られます。

#### 子育て中の人へ

・どうやって子育てしてよいか分からないで悩んでいる

・子どもが言うことを聞かずにいつもイライラしている

・つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう

このようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みはひとりでは抱えられません、相談窓口にご相談しましょう。

#### 地域のみなさんへ

・あいさつや声掛けをするなど、子育て中の保護者が孤立しないよう見守ってください。

★子育て支援課 ☎1130

#### 相談連絡先

- ・家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎1129
- ・熊谷児童相談所 ☎048-521-4152
- ・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154